



# 茨城県報

第 3053 号

平成30年12月6日

木曜日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）…………… 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定更新（障害福祉課）…………… 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定更新（障害福祉課）…………… 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（更生医療）の指定更新（障害福祉課）…………… 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定更新（障害福祉課）…………… 3
- 土地収用法による事業の認定（用地課）…………… 4
- 道路の区域の変更（3件）（道路維持課）…………… 7
- 道路の供用の開始（道路維持課）…………… 9

公 告

- 落札者等の公示（情報システム課）…………… 9

（ 病 院 局 ）

- 落札者等の公示…………… 10

（ 教 育 委 員 会 ）

- 落札者等の公示（4件）…………… 10

## 告 示

### 茨城県告示第1493号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成30年12月6日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0857400048	サポートセンター きらら	茨城県小美玉市羽鳥2738-546	株式会社きらら	茨城県小美玉市羽鳥2738-546	平成30年 12月1日	児童発達支援

## 茨城県告示第1494号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年12月6日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0812600013	障害福祉サービスえくぼ	茨城県那珂市後台1495番1	有限会社えくぼ	茨城県那珂市後台1495番1	平成30年12月1日	行動援護 同行援護

## 茨城県告示第1495号

次の医療機関等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定更新をしたので告示する。

平成30年12月6日

茨城県知事 大井川 和彦

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師（管理薬剤師）の氏名	指定更新年月日
医療法人社団協栄会 大久保病院	水戸市石川4-4040-32	腎臓	高橋 徳 男	平成31年5月17日
医療法人社団運上会 比佐デンタルクリニック	日立市みなと町8-1	矯正歯科	比 佐 進 吉	平成31年5月17日
アイン薬局つくば上横場店	つくば市上横場2573-128	薬局（調剤）	高 橋 輝	平成31年4月1日
アイン薬局潮来店	潮来市辻416-1	薬局（調剤）	實 川 綾 子	平成31年6月1日
やぶき薬局大津店	北茨城市大津町北町1-3-10	薬局（調剤）	櫻 田 ゆ み	平成30年10月1日
みすず薬局幸町店	ひたちなか市幸町16-4	薬局（調剤）	才 川 友 之	平成31年6月1日
みすず薬局石崎店	東茨城郡茨城町大字上石崎字岡田野4698-75	薬局（調剤）	鈴 木 厚	平成31年6月1日
ひろせ薬局	龍ヶ崎市市中里1-1-10	薬局（調剤）	廣 瀬 康 男	平成31年4月1日
南山堂薬局つくば店	つくば市天久保1-8-1筑波第3ビル1F	薬局（調剤）	光 井 登 子	平成31年6月1日
カワチ薬局田尻店	日立市田尻町4-36-6	薬局（調剤）	西間木 透	平成31年1月30日
カワチ薬局鮎川店	日立市鮎川町4-7-21	薬局（調剤）	江 尻 未 来	平成31年2月15日
カワチ薬局土浦南店	土浦市中高津3-1-3	薬局（調剤）	内 田 由 佳	平成31年2月15日
カワチ薬局結城南店	結城市下り松6-9-20	薬局（調剤）	久保田 健 人	平成31年7月1日
パワー調剤薬局石岡店	石岡市杉並2-2-18	薬局（調剤）	藤 岡 江 津 子	平成31年4月1日

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師(管理薬剤師)の氏名	指定更新年月日
鳩ヶ丘調剤薬局	日立市助川町 5 - 1 - 11	薬局(調剤)	吉原 洋子	平成31年 4月1日
倉持薬局取手店	取手市新町 6 - 1 - 25	薬局(調剤)	須藤 和彦	平成31年 3月1日
みすず薬局白梅店	水戸市白梅 3 - 8 - 4	薬局(調剤)	森山 祐子	平成31年 6月1日

## 茨城県告示第1496号

次の医療機関等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(更生医療)の指定更新をしたので告示する。

平成30年12月6日

茨城県知事 大井川 和彦

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師(管理薬剤師)の氏名	指定更新年月日
かさま薬局	笠間市笠間1632-2	薬局(調剤)	飯田 徳子	平成31年 6月1日

## 茨城県告示第1497号

次の医療機関等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定更新をしたので告示する。

平成30年12月6日

茨城県知事 大井川 和彦

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師(薬剤師)の氏名	指定更新年月日
筑波総合クリニック	つくば市要65	病院・診療所	小林 栄喜	平成31年 4月1日
日立北クリニック	日立市川尻町 5 - 29 - 15	病院・診療所	大和田 哲夫	平成31年 4月1日
医療法人 中川医院	つくば市篠崎2272-1	病院・診療所	中川 晴夫	平成31年 5月12日
鶴屋薬局	水戸市鯉淵町2965	薬局(調剤)	鶴田 晃恵	平成31年 4月1日
カワチ薬局鮎川店	日立市鮎川町 4 - 7 - 21	薬局(調剤)	江尻 未来	平成31年 4月1日
カワチ薬局田尻店	日立市田尻町 4 - 36 - 6	薬局(調剤)	西間木 透	平成31年 4月1日
鳩ヶ丘調剤薬局	日立市助川町 5 - 1 - 11	薬局(調剤)	吉原 洋子	平成31年 4月1日
カワチ薬局土浦南店	土浦市中高津 3 - 1 - 3	薬局(調剤)	内田 由佳	平成31年 4月1日

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師(薬剤師)の氏名	指定更新年月日
ライズ調剤薬局石岡店	石岡市府中1-6-10	薬局(調剤)	中村 茂	平成31年4月1日
カワチ薬局竜ヶ崎店	龍ヶ崎市中里1-1-7	薬局(調剤)	遠藤 恵子	平成31年4月1日
ひろせ薬局	龍ヶ崎市中里1-1-10	薬局(調剤)	廣瀬 康男	平成31年4月1日
ハロー薬局	下妻市本城町2-103-1	薬局(調剤)	喜多 勝広	平成31年4月1日
田宮薬局下妻店	下妻市下妻戊396-1	薬局(調剤)	田宮 左紀子	平成31年4月1日
佐野薬局	笠間市笠間1328-1	薬局(調剤)	佐野 晴仁	平成31年4月1日
倉持薬局取手店	取手市新町6-1-25	薬局(調剤)	須藤 和彦	平成31年4月1日
カワチ薬局つくば大穂店	つくば市筑穂2-3-2	薬局(調剤)	岡田 崇宏	平成31年4月1日
アイザワ薬局高場店	ひたちなか市東石川3161-10	薬局(調剤)	會澤 治子	平成31年4月1日
めだか薬局	鹿嶋市宮中8-9-19	薬局(調剤)	木村 信一	平成31年4月1日
つかもと調剤薬局	筑西市海老ヶ島字東原734-2	薬局(調剤)	明田川 悟	平成31年4月1日
アイン薬局桜川店	桜川市高森1024	薬局(調剤)	小林 光夫	平成31年4月1日
あけぼの薬局つくば手代木店	つくば市手代木1920-3	薬局(調剤)	寺田 なつ実	平成31年3月6日
南山堂薬局研究学園駅前店	つくば市研究学園5-12-4	薬局(調剤)	日下部 博之	平成31年5月16日
よつば薬局	結城郡八千代町栗山236-2	薬局(調剤)	堀越 正一	平成31年6月1日
アサヒ調剤薬局北条店	つくば市大字北条字古城89	薬局(調剤)	倉田 美恵子	平成31年6月25日
コスモファーマ薬局堀町店	水戸市堀町1122-16	薬局(調剤)	横須賀 郁雄	平成31年2月1日
南山堂薬局土浦北店	土浦市常名字赤池東山3968-8	薬局(調剤)	齋藤 正志	平成31年7月1日
訪問看護ステーションうしく	牛久市結束町495-4	指定訪問看護事業所等	-	平成31年4月1日
医療法人社団桜水会訪問看護ステーション	つくば市大角豆1745-5	指定訪問看護事業所等	-	平成31年4月1日
訪問看護ステーションたいよう	鉾田市汲上3130	指定訪問看護事業所等	-	平成31年7月12日

## 茨城県告示第1498号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年12月6日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 起業者の名称 ひたちなか市
- 2 事業の種類 市道1級23号線（高野小松原線）道路改良工事（茨城県ひたちなか市大字高野字向野地内）
- 3 起業地

(1) 収用の部分

茨城県ひたちなか市大字高野字向野地内

(2) 使用の部分

茨城県ひたちなか市大字高野字向野地内

4 事業の認定をする理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をするものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業（以下「本件事業」という。）は、ひたちなか市が、茨城県ひたちなか市大字高野字向野地内において、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に規定する市町村道を整備する事業であり、法第3条第1号に規定する「道路法による道路」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、ひたちなか市長が平成22年3月に道路法第8条第1項の規定に基づき路線を認定した市道1級23号線（高野小松原線）（以下「本路線」という。）について、ひたちなか市が同法第16条第1項に規定する道路管理者として新設工事を行うものであり、また、ひたちなか市は、そのために必要な予算措置も講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益について

本路線は、ひたちなか市大字高野字向野地内において、県道瓜連馬渡線と交差する地点を起点とし、那珂郡東海村の村道0103号線に接続する地点を終点とする、延長0.33kmの区間を全体計画とする道路である。

本路線が通過することとなるひたちなか市北部の佐和地区及び高野地区（以下「ひたちなか市北部地区」という。）においては、平成4年から佐和地区で、また、平成5年から高野地区で、それぞれ大規模住宅団地の建設が始まり、さらに、隣接する東海村の中丸地区においても、既存の大規模住宅団地に加えて平成9年から新たな大規模住宅団地の建設が始まり、これらの進捗に伴い、地域の人口と自動車交通量が増加している。

このため、ひたちなか市北部地区及び東海村の中丸地区周辺の幹線道路においては、朝夕の通勤時間帯、特に夕方の退勤時間帯を中心に交通混雑による渋滞が慢性化し、また、交通事故も頻繁に発生している。

また、ひたちなか市の救急消防行政は、平成24年度からひたちなか・東海広域事務組合消防本部が設置されて広域化され、東海村大字舟石川地内に所在する東海消防署がひたちなか市北部地区に最も近接する消防署となったため、東海消防署からひたちなか市北部地区への出動が著しく増加しているが、その間を直線的に結ぶ幹線道路がないことから、出動要請を受けてから現場へ到着するまでに相当の時間を要し、また、現場到着後の周辺の主要な医療機関への患者搬送も迂回が必要となっている。

さらに、東海村においては、東海村道0103号線が接続することとなる都市計画道路小松原笠内線沿線に災害時の避難場所である公的施設等が所在しており、加えて、同村内には公共及び民間の原子力関連施設が数多く所在しているため、災害発生時の避難場所への避難路や、大規模災害時の避難場所への物資調達と避難場所か



ら広域避難場所への避難路として、都市計画道路小松原笠内線から第1次緊急輸送道路に指定された県道瓜連馬渡線を直接結ぶ経路を確保することが喫緊の課題となっている。

このような状況に対処するため、ひたちなか市と東海村が共同し、ひたちなか市が施行する本件事業と、東海村が施行する、都市計画道路小松原笠内線の終点を起点とし、本路線と接続する地点を終点とする、延長0.83kmの区間を全体計画とする、東海村道0103号線道路改良事業（以下「東海村事業」という。）を、それぞれ計画したものである。

本件事業及び東海村事業の完成により、ひたちなか市北部地区及び東海村の中丸地区周辺における自動車交通量が分散され、交通混雑による渋滞緩和の向上が期待できるとともに、ひたちなか市北部地区における救急消防活動において、出勤から現場到着までの経路と周辺の主要な医療機関への経路が直線的に確保され、通過交通時間の短縮により救急患者の生命蘇生率が向上するなど、救急活動に大きく寄与することが期待できる。加えて、東海村の避難路である都市計画道路小松原笠内線と第1次緊急輸送道路の県道瓜連馬渡線が直接結ばれるため、災害発生時における円滑な緊急輸送活動と広域的避難のための経路が確保されることとなる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び茨城県環境影響評価条例（平成11年茨城県条例第7号）に基づく環境影響評価の対象となる事業ではないが、起業者であるひたちなか市は、本件事業が周辺の生活環境等に与える影響について、本件事業に類似する事業の既存資料と任意の調査から検討を行っている。

その結果、大気質、騒音及び振動については環境基準等を満足するとされており、施工に際しても、関係法令等を遵守し、排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械を使用するなどし、生活環境の保全に配慮することとしている。

また、文献調査及びひたちなか市環境保全課への照会等の結果、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、茨城県のレッドリスト（茨城県版レッドデータブック〈動物編〉平成28年3月改訂、〈植物編〉平成25年3月改訂）及び環境省の指定する特定植物群落（環境省自然環境局「自然環境調査植生図」）等に掲載又は指定された、保護のため特別な措置を講ずべき学術上又は希少性等の観点から重要な動植物の種や特定植物群落（以下「重要な種等」という。）の生息・生育は確認されていないとされており、ひたちなか市においては、今後、工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種等が確認された場合には、ひたちなか市環境保全課と取扱いを協議することとしている。

また、本件事業の施工区域内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していないが、施工中、万一、埋蔵文化財と思われるものが確認された場合は、ひたちなか市教育委員会と協議を行い、適切な処理を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性について

本件事業は、ひたちなか市北部地区及び東海村の中丸地区における自動車交通の分散化により交通混雑を緩和することなどを主な目的として、ひたちなか市が2車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、ひたちなか市市道の構造に関する条例（平成24年条例30号）に基づき定められた、ひたちなか市市道の構造の基準を定める規則（平成24年12月28日規則第34号）に規定する第4種第2級の規格に適合していると認められる。

また、本件区間のルートは、申請案を含め3案のルートと比較検討して選定されており、申請案は、用地取得面積が最も少なく、施工性に優れ、全体事業費が最も廉価であるなど、社会的、技術的及び経済的な面から総合的に勘案し、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

#### エ 比較衡量等

ア及びイで述べたところの、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

また、ウで述べたとおり、本件事業の事業計画は合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

(3)アで述べたように、ひたちなか市北部地区及び東海村の中丸地区周辺の幹線道路においては、朝夕の通勤時間帯、特に夕方の退勤時間帯を中心に交通混雑による渋滞が慢性化し、また、交通事故も頻繁に発生している。

また、ひたちなか市の救急消防行政が広域化され、東海村に所在する東海消防署からひたちなか市北部地区への出動が著しく増加しているが、その間を直線的に結ぶ幹線道路がないことから、出動要請を受けてから現場へ到着するまでに相当の時間を要し、また、現場到着後の周辺の主要な医療機関への患者搬送も迂回が必要となっている。

さらに、東海村においては、災害発生時の避難場所への避難路や、大規模災害時の避難場所への物資調達と避難場所から広域避難場所への避難路として、都市計画道路小松原笠内線から第1次緊急輸送道路に指定された県道瓜連馬渡線を直接結ぶ経路を確保することが喫緊の課題となっている。

加えて、ひたちなか市長は、平成20年2月に東海村長から本路線の整備促進に向けた取組みを要請されている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

本件事業の起業地の範囲は、本件事業の事業計画のために必要な範囲であり、また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供する範囲にとどめられている。

したがって、本件事業の起業地の範囲及び収用又は使用の別は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

#### 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

ひたちなか市役所建設部道路建設課

#### 茨城県告示第1499号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成30年12月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月6日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高田筑西線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
筑西市奥田字秋山218番5地先から 筑西市小栗字向加草639番11地先まで	(A) 旧	メートル 最大 8.0 最小 5.5	メートル 617	
		(B)	最大 25.0 最小 16.0	690
	新 (A)	最大 25.0 最小 16.0	690	旧道移管

## 茨城県告示第1500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成30年12月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月6日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日立常陸太田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
日立市鮎川町一丁目155番2から 日立市鮎川町一丁目151番2まで	旧	メートル 最大 46.0 最小 19.7	メートル 48	
		新	最大 50.8 最小 25.0	439

## 茨城県告示第1501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成30年12月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月6日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中石崎水戸線
- 3 道路の区域



区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
東茨城郡茨城町大字若宮字八ひやうし541番11地先から 水戸市元石川町字巾木挽2621番20地先まで	(A)  旧	メートル 最大 30.5 最小 10.0	メートル 240	
水戸市元石川町字三角2529番地先から 水戸市元石川町字於申塚2531番1地先まで	(B)	最大 12.5 最小 3.0	78	
東茨城郡茨城町大字若宮字八ひやうし541番11地先から 水戸市元石川町字巾木挽2621番20地先まで	新 (A)	最大 30.5 最小 10.0	240	区 域 除 外

茨城県告示第1502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成30年12月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月6日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路 線 名 県道 中石崎水戸線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡茨城町大字若宮字八ひやうし541番11地先から  
水戸市元石川町字巾木挽2621番20地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年12月6日

公 告

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成30年12月6日

茨城県知事 大井川 和彦

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合はその理由

①平成30年度行政情報ネットワーク運用管理業務委託 ②政策企画部情報システム課 水戸市笠原町978番6 ③平成30年9月25日 ④東日本電信電話株式会社千葉事業部茨城支店 支店長 松本 健一郎 茨城県水戸市北見町8番8号 ⑤47,223,000円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続を定める政令第11条第1項第2号

## ( 病 院 局 )

## ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成30年12月6日

茨城県病院事業管理者 五十嵐 徹 也

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
DR装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
茨城県病院局経営管理課  
茨城県水戸市笠原町978番6
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日  
平成30年11月20日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社エントリッチ  
代表取締役 佐藤 文泰  
茨城県水戸市新原1丁目23番36号
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額  
37,400,000円 (消費税及び地方消費税抜き額)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 茨城県病院局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程第2条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日  
平成30年10月9日

~~~~~  
( 教 育 委 員 会 )

## ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成30年12月6日

茨城県教育委員会教育長 柴 原 宏 一

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
茨城県立高萩高等学校外32校で使用する電気 10,203,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
茨城県教育庁総務企画部財務課 水戸市笠原町978番6
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日  
平成30年10月16日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所  
東京電力エナジーパートナー株式会社 代表取締役 川崎 敏寛  
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額

167,533,744円 (消費税及び地方消費税抜き額)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日

平成30年 9 月 3 日

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成30年12月 6 日

茨城県教育委員会教育長 柴 原 宏 一

1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

茨城県立東海高等学校外31校で使用する電気 10,074,000キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

茨城県教育庁総務企画部財務課 水戸市笠原町978番 6

3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

平成30年10月16日

4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

サミットエナジー株式会社 代表取締役 小澤 純史

東京都千代田区内神田二丁目 3 番 4 号

5 落札金額又は随意契約に係る契約金額

167,646,577円 (消費税及び地方消費税抜き額)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日

平成30年 9 月 3 日

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成30年12月 6 日

茨城県教育委員会教育長 柴 原 宏 一

1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

茨城県立牛久高等学校外32校で使用する電気 10,071,000キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

茨城県教育庁総務企画部財務課 水戸市笠原町978番 6

3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

平成30年10月16日

- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所  
東京電力エナジーパートナー株式会社 代表取締役 川崎 敏寛  
東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額  
168,991,655円 (消費税及び地方消費税抜き額)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日  
平成30年 9 月 3 日

~~~~~

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成30年12月 6 日

茨城県教育委員会教育長 柴 原 宏 一

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
茨城県立特別支援学校で使用する電気 5,034,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
茨城県教育庁総務企画部財務課 水戸市笠原町978番 6
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日  
平成30年10月16日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所  
中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 勝野 哲  
愛知県名古屋市東区東新町 1 番地
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額  
88,266,563円 (消費税及び地方消費税抜き額)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日  
平成30年 9 月 3 日

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 1 5 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)